

# 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する条例の概要

## 1 県の責務(第2条)

県は、本人確認情報の適切な管理に関する施策、本人確認情報の不適正利用等への対処に関する施策、その他本人確認情報の保護に関して必要な施策を実施。

## 2 知事の講ずる措置(第3条)

### (1) 本人確認情報の保護に関する規程の整備(第3条第1項)

知事は、本人確認情報の管理体制、不正アクセス行為の防止、緊急時の対応等本人確認情報の保護に関し必要な規程(本人確認情報保護管理規程)を整備。

### (2) 緊急時における措置(第3条第2項)

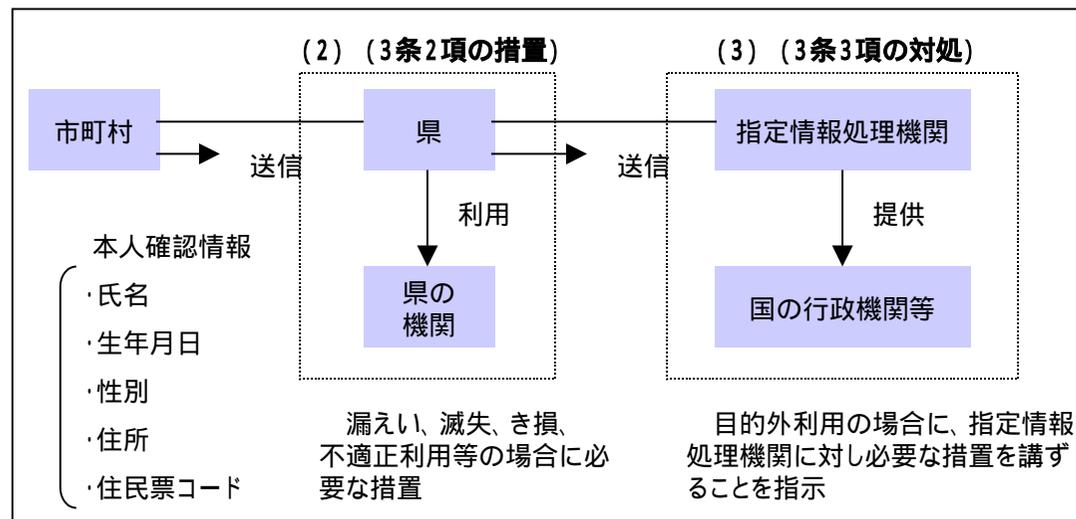
### (3) 本人確認情報の目的外利用への対処(第3条第3項)

### (4) 措置の公表(第3条第4項)

(2)の措置  
(3)の対処

審議会に  
報告

公表



## 3 本人確認情報保護審議会(第4条～第10条)

本人確認情報の保護に関する事項を調査審議するための審議会として、長野県本人確認情報保護審議会(委員:個人情報保護又は情報通信技術の利用に関し識見を有する者、市町村等の職員 7人以内)を設置。